

共同住宅料金の適用申請及び総代人の届出について

受水槽を設置して給水されている共同住宅（3階建て以上）について、全部屋を対象とした上下水道局のメーターを1個設置している場合があります。

この場合、全部屋を対象とした上下水道局のメーター1個を検針して、次の【1】又は【2】で算出した水道料金及び下水道使用料を、家主又は管理組合などの総代人に、ご請求いたします。

【1】共同住宅料金の適用を受けない場合

→設置した上下水道局のメーターの使用水量を、その口径料金で算出した額。

【2】共同住宅料金の適用を受けた場合

→設置した上下水道局のメーターの使用水量を入居している部屋数で除して得た水量を各部屋の基礎水量とし、一般用メーター口径20mmの料金で算出した額を、各部屋数分合計した額。

※【2】の料金の適用を希望される場合は、『共同住宅料金適用申請書兼総代人届』を上下水道局へお届けください。

【1】又は【2】の料金について、どちらの方が安価かは、メーター口径、使用水量、使用部屋数等の組み合わせで、異なりますので一概に言えません。

【2】から【1】への料金の変更はできません。申込みの際、十分ご検討をお願いします。

【料金算定例】（消費税：10%）

●事例1：口径40mm、使用戸数30戸の共同住宅で、4月検針時の使用水量が731m³の場合

熊本市では、2ヵ月毎にメーターを検針し、使用水量を2で割った水量を基に料金算定し、検針月の翌月と翌々月にご請求いたします。したがって、この場合、使用水量を366m³と365m³に分けて料金算定し、それぞれ5月、6月に請求します。

【1】の料金算定 → 口径40mmの料金を適用

請求月	水量	水道料金	下水道使用料	合計
5月分	366 m ³	105,611 円	80,694 円	186,305 円
6月分	365 m ³	105,325 円	80,442 円	185,767 円

【2】の料金算定 → 口径20mmの料金を適用

5月分の算定方法：366 m³÷30 戸=12 m³/戸…余り6 m³

→端数は切り捨てず、12 m³使用が24 戸、13 m³使用が6 戸とみなします。

6月分の算定方法：365 m³÷30 戸=12 m³/戸…余り5 m³

→端数は切り捨てず、12 m³使用が25 戸、13 m³使用が5 戸とみなします。

※口径20mmの水道料金

水量	水道料金	下水道使用料	合計	水量	水道料金	下水道使用料	合計
12 m ³	1,826 円	1,298 円	3,124 円...(1)	13 m ³	1,974 円	1,429 円	3,403 円...(2)

請求月	12 m ³ 分	13 m ³ 分	合計
5月分	(1)×24 戸=74,976 円	(2)×6 戸=20,418 円	95,394 円
6月分	(1)×25 戸=78,100 円	(2)×5 戸=17,015 円	95,115 円

●事例2：事例1と同じ共同住宅で、4月検針の使用水量が250m³の場合

【1】の料金算定 → 口径40mmの料金を適用

請求月	水量	水道料金	下水道使用料	合計
5月分 (6月分同じ)	125 m ³	36,685 円	23,245 円	59,930 円

【2】の料金算定 → 口径20mmの料金を適用

5月分の算定方法：125 m³÷30 戸=4 m³/戸…余り5 m³

→端数は切り捨てず、4 m³使用が25 戸、5 m³が5 戸とみなします。6月分は5月分と同じ

※口径20mmの水道料金

水量	水道料金	下水道使用料	合計	水量	水道料金	下水道使用料	合計
4 m ³	1,430 円	949 円	2,379 円...(1)	5 m ³	1,446 円	963 円	2,409 円...(2)

請求月	4 m ³ 分	5 m ³ 分	合計
5月分 (6月分同じ)	(1)×25 戸=59,475 円	(2)×5 戸=12,045 円	71,520 円

注：共同住宅料金の適用は、届出日以降の検針に係る料金からです。以前の検針分については適用されません。

また、共同住宅の料金適用後は、所有者又は総代人は、次のようなときも上下水道局へお届けください。

(1) 戸数に変動があったとき。(2) 所有者又は総代人(料金支払者)に変更があったとき。

《記入例》

共同住宅料金適用申請書兼総代人届

(戸数や総代人の変更届けも、この用紙を使用してください。)

年 月 日

熊本市上下水道事業管理者 様

管理不動産等で構いません。	申請者	住所	熊本市中央区水前寺6丁目2-45
		氏名	水道 太郎
		電話	(096) 381-1118
	設備場所	熊本市	熊本市中央区手取本町 〇-〇
	建物の名称	熊本マンション	

上記の給水装置について、熊本市水道条例第26条の2及び施行規程第20条の規定により共同住宅料金の適用を受けたいので申請します。

なお、併せて、熊本市水道条例第5条の規定により、下記の者を総代人としてお届けします。

記

水栓番号CD	7	6	5	4	3	2	1	口径	40	mm
戸数	総戸数 30 戸						使用戸数	24	戸	
総代人 (料金支払者)	住所 東京都千代田区平河町△-△-△ 氏名 (株)〇□管理会社 電話 (03) △△△△-△△△△									

※総代人の住所が熊本市外で、熊本市内に連絡先がある場合は、連絡先をお書きください。

住所 熊本市 西区 池上町 ×××-×
氏名 (株)〇□管理会社 熊本支店
電話 (096) ×××-××××

使用開始申込書の「氏名」を記入してください。(請求書及び領収書等の宛名になります。)

※裏面のご記入もお願いします。

お問い合わせ先
〒862-8620 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号
熊本市上下水道局 料金課 電話 (096) 381-1118